

大阪市規則第60号

臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の給与に関する規則(平成4年大阪市規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(給料の減額)</p> <p>第3条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる期間又は時間についてその勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(3) 勤務時間規則第7条に規定する病気休暇を与えられた期間</u></p> <p><u>(4)~(6)</u> [略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(給料の減額)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(3)~(5)</u> [同左]</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の臨時的任用職員の給与に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に開始する所定の勤務時間について病気休暇(臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成20年大阪市規則第169号)第7条第1項に規定する病気休暇をいう。以下同じ。)を与えられた場合について適用し、同日前に開始した所定の勤務時間について病気休暇を与えられた場合については、なお従前の例による。